



ごみの分別やし方は、「家庭ごみ分別表 (保存版)」を確認してください。

※「家庭ごみ分別表 (保存版)」を紛失した等の場合は、環境対策課 (金木・市浦は総合支所窓口) で配布いたします。


◇ 年末年始の休みと「プラスチック類リサイクル」の収集日が重なる場合は、代替日を設けております。

 **燃やせるごみ**  
(生ごみ、紙、木、布、革)

 **燃やせないごみ**  
(ガラス、せとの、  
ゴム、蛍光灯、電池等)

 **プラスチック類リサイクル**  
(プラスチック容器、包装フィルム、  
ポリ袋、発泡スチロール類、フタ等)

 **資源リサイクル**  
(ペットボトル、びん、缶)

 **紙・金属・小型電子機器等リサイクル**  
(新聞・チラシ、ダンボール、紙パック、雑誌・本・  
雑紙、小型家電製品、携帯電話、金属類等)

## 平成29年4月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	△4	5	□6	△7	◎8
9	10	△11	◇12	13	△14	15
16	17	△18	19	□20	△21	◎22
23	★24	△25	◇26	27	△28	29
30						

## 5月

日	月	火	水	木	金	土
	1	△2	3	□4	△5	◎6
7	8	△9	◇10	11	△12	13
14	15	△16	17	□18	△19	◎20
21	22	△23	◇24	25	△26	27
28	★29	△30	31			

## 6月

※年に1度の不燃系粗大ごみの無料回収は、6月上旬から7月中旬にかけて実施します。

日	月	火	水	木	金	土
				□1	△2	◎3
4	5	△6	◇7	8	△9	10
11	12	△13	14	□15	△16	◎17
18	19	△20	◇21	22	△23	24
25	★26	△27	28	□29	△30	

## 7月

日	月	火	水	木	金	土
						◎1
2	3	△4	◇5	6	△7	8
9	10	△11	12	□13	△14	◎15
16	17	△18	◇19	20	△21	22
23	★24	△25	26	□27	△28	◎29
30	31					

## 8月

日	月	火	水	木	金	土
		△1	◇2	3	△4	5
6	7	△8	9	□10	△11	◎12
13	14	△15	◇16	17	△18	19
20	21	△22	23	□24	△25	◎26
27	★28	△29	◇30	31		

## 9月

日	月	火	水	木	金	土
					△1	2
3	4	△5	6	□7	△8	◎9
10	11	△12	◇13	14	△15	16
17	18	△19	20	□21	△22	◎23
24	★25	△26	◇27	28	△29	30

## 10月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	△3	4	□5	△6	◎7
8	9	△10	◇11	12	△13	14
15	16	△17	18	□19	△20	◎21
22	23	△24	◇25	26	△27	28
29	★30	△31				

## 11月

日	月	火	水	木	金	土
			1	□2	△3	◎4
5	6	△7	◇8	9	△10	11
12	13	△14	15	□16	△17	◎18
19	20	△21	◇22	23	△24	25
26	★27	△28	29	□30		

注: ◎年末年始はごみの受入れ施設が休止となり、ごみの収集も休みになりますのでご理解とご協力をお願いします。

## 12月

日	月	火	水	木	金	土
					△1	◎2
3	4	△5	◇6	7	△8	9
10	11	△12	13	□14	△15	◎16
17	18	△19	◇20	21	△22	23
24	★25	△26	27	□28	△29	◎30
	◎31					

## 平成30年1月

日	月	火	水	木	金	土
	◎1	◎2	◎3	4	△5	◇6
7	8	△9	10	□11	△12	◎13
14	15	△16	◇17	18	△19	20
21	22	△23	24	□25	△26	◎27
28	★29	△30	◇31			

## 平成30年2月

日	月	火	水	木	金	土
				1	△2	3
4	5	△6	7	□8	△9	◎10
11	12	△13	◇14	15	△16	17
18	19	△20	21	□22	△23	◎24
25	★26	△27	◇28			

※平成30年度版カレンダーの発行は平成30年2月26日頃を予定しています。

## 平成30年3月

日	月	火	水	木	金	土
				1	△2	3
4	5	△6	7	□8	△9	◎10
11	12	△13	◇14	15	△16	17
18	19	△20	21	□22	△23	◎24
25	★26	△27	◇28	29	△30	31

### 「お願い」

- ①指定ごみ袋には必ず町名・氏名(世帯主の名前をフルネーム)を記入してください。
- ②収集日の朝8時までに集積場に出してください。
- ③分別がきちんとされていない等、ルール違反のごみは収集しませんのでご了承ください。

### お問い合わせ

五所川原市役所 民生部 環境対策課 TEL 35-2111  
<http://www.city.goshogawara.lg.jp>

会社・商店等の事業所は、法律により自らの責任で廃棄物を処理しなければいけませんので、この「ごみ収集カレンダー」を利用して、町内にある集積所にごみを出すことはできません。